

一部報道に関する当監査法人の対応について

2026年5月28日

野原監査法人

当監査法人が会計監査人として関与しております法人に関し、一部報道がなされております。

当監査法人が当該法人の会計監査人に就任したのは2026年3月期からであり、報道において言及されている事象は、それ以前の期間に係るものと認識しております。

当監査法人は、監査契約の受嘱判断に際し、ガバナンス体制、内部管理体制、不適切事象への対応状況並びに改善に向けた取組姿勢等について必要な検討を実施しております。

受嘱時点において、当該法人に関する一部報道及び関連する事象については既に公表されており、第三者委員会による調査も開始されておりました。当監査法人は、経営陣及び関係者による改善・再発防止に向けた取組状況、並びにガバナンス及び内部管理体制の強化方針等を総合的に検討した結果、監査業務を適切に遂行可能であると判断し、契約締結に至っております。

また、現在において、当該法人の経営層及び関係者においては、第三者委員会による調査結果等も踏まえ、ガバナンス及び内部統制の改善・強化に取り組む姿勢が示されており、文部科学省による監督のもと、再発防止及び組織運営の適正化に向けた取組みが継続して進められているものと認識しております。

当監査法人としても、独立した立場から改善状況を継続的に確認しつつ、監査基準及び関係法令に基づき適切に監査業務を実施してまいります。

なお、守秘義務の観点から、個別の監査手続及び詳細事項についてのコメントは差し控えます。

また、本コメントの公表については、事実関係に関する当該法人の確認及び了承を得た上で実施しております。

【本件に関するお問い合わせ先】

野原監査法人

TEL：06-4400-9940

E-mail：info@nohara.or.jp